

達示第27号
平成19年6月1日

東京拘置所長 児玉一雄

「遵守事項（未決）」の制定について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号、改正平成18年法律第58号）第74条により、「遵守事項（未決）」を別紙のとおり定め、即日施行する。

なお、平成14年11月20日付け達示第8号「遵守事項の制定について」は廃止する。

遵 守 事 項 (未決)

東 京 拘 置 所

遵守事項(未決)

次に定める事項は、当所に収容されている間、守らなければならない遵守事項である。これに違反した場合には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に定める懲罰を科されることがある。また、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されることもある。

(逃走)

第1条 逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

(自殺)

第2条 自殺を企ててはならない。

(自傷行為等)

第3条 自傷し、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

(発火)

第4条 火を発し、若しくは使用し、又は火を発することを企ててはならない。

(建物等の損壊)

第5条 建物、設備、備品（貸与品を含む。以下同じ。）等を壊し、又は壊すことと企ててはならない。

（汚損等）

第6条 建物、設備、備品等に落書きをし、又はこれらを汚損してはならない。

（機能妨害等）

第7条 水道、電気、ガス、通報、通路その他の施設の設備等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。

（視察妨害）

第8条 視察孔を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

（残飯投棄等）

第9条 残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄若しくは放置し、又はたんやつばを吐き散らすなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

（物品不正製作等）

第10条 許可なく物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらの行為を企ててはならない。

(物品不正授受)

第 11 条 許可なく他人と物品を授受し、又は授受することを企ててはならない。

(物品等の不正使用)

第 12 条 使用を許されている設備又は物品を本来の使用目的と異なる用途に用い、又は定められた使用方法に反して使用してはならない。

(喝取等)

第 13 条 他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならない。

(不正洗濯等)

第 14 条 許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。

(暴行等)

第 15 条 他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの行為を企ててはならない。

(けんか)

第 16 条 他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企ててはならない。

(侮辱等)

第 17 条 他人を中傷し, ひぼうし, 若しくは侮辱し, 又は他人に対し粗暴な言動をしてはならない。

(脅迫等)

第 18 条 他人を脅迫し, 威圧し, だまし, 若しくは困惑させる言動をなし, 又は他人に対し義務なきことを強要してはならない。

(静穏阻害)

第 19 条 壁や扉をたたくなどして騒音を発し, 放歌し, 口笛を吹き, 又は正当な理由なく大声を発するなどして, 静穏な環境を害してはならない。

(性的行為等)

第 20 条 他人と性的行為をしてはならない。また, 他人と寝床を共にしてはならない。

(わいせつ行為等)

第 21 条 故意に陰部を露出するなど, 他人にわいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

(酒類等)

第 22 条 酒類, たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し, 所持し, 隠匿, 用い, 若しくは他人と授受し, 又はこれらの行為を企ててはならない。

(とばく等)

第23条 とばく若しくはとばくに類似した行為をし, 又はこれらの行為を企ててはならない。

(文身等)

第24条 文身を施し, 又は髪若しくはまゆをそり込むなどして, 容ぼうを変え

てはならない。

(不正連絡)

第25条 許可なく, 又は許可された方法をとらず, 他人, 外部の団体等と連絡

し, 又は連絡することを企ててはならない。

(信書代筆の禁止)

第26条 他人の信書を代筆してはならない。

(不正交談)

第27条 交談を禁じられている時又は場所において, 正当な理由なく話をし,

又は話しかけてはならない。

(無断離席)

第28条 許可なく, 指定された場所を離れ, 職員の付添いなく歩き, 又は立入

りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

(起居動作時間帯違反)

第 29 条 故意に定められた起居動作の時間帯に違反する行為をしてはならない。

(診療等の拒否)

第 30 条 健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。また、生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

(点検等の拒否等)

第 31 条 職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物品の検査を拒否し、又は妨害してはならない。

(職務執行妨害)

第 32 条 職員の職務の執行を、暴行、脅迫その他の方法で妨げてはならない。

(虚偽申告)

第 33 条 職員の職務上の調査、質問等に対して、虚偽の申告をしてはならない。

(反復要求)

第 34 条 職員に対し、強要にわたるような要求を繰り返し行ってはならない。

(反抗)

第35条 職員に対し、抗弁、無視その他の不当な方法で反抗してはならない。

(刑罰法令違反)

第36条 刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

(唆し行為等)

第37条 他の被収容者に対し、遵守事項に違反することをあり、唆し、又は援助してはならない。

※ この遵守事項に違反した場合のほか、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第74条第3項の規定に基づき職員が行った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動についての指示に違反した場合にも、懲罰を科されることがある。